

2010年10月4日

## 韓国における電子徴税システム、電子申告システムに関する ヒアリング調査研究（報告書）

### 1. はじめに

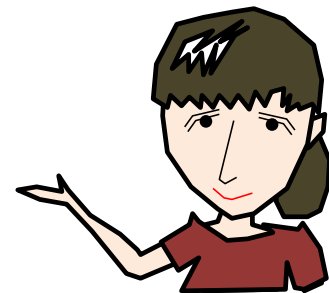
本報告書は、2010年8月2日から8月4日に韓国における行政安全部、情報化振興院、地域情報開発院にてヒアリングを行った内容について主に電子徴税システム、電子申告システムに関する点に注目してまとめたものである。ヒアリングから得られた内容より、韓国における電子納税システムについて図表（本報告書「5. 図表」）に示しているので参照。さらに日本における電子申告、電子納税の状況について図表に示している。（なお、ヒアリングの全体的な内容については別紙を参照。）

2010年8月2日に行政安全部、8月3日に韓国情報化振興院、8月4日に韓国地域情報開発院にヒアリング調査研究のため訪問した。電子徴税システム、電子申告システムの視点からみるとヒアリングから得られた内容の中で、韓国における住民登録番号制度、電子納税システムについては非常に参考になるとと思われる。よって本報告書の目次は以下、次の通りとする。

2. 住民登録番号制度
3. 電子納税システム
4. 日本での導入に際しての重要な視点
5. 図表（表1から表4）

#### 調査団メンバー

団長	林 宏昭	関西大学経済学部教授
副団長	横山 直子	姫路獨協大学経済情報学部教授
団員	後藤 達也	大阪産業大学経済学部准教授



### 2. 住民登録番号制度

韓国では原則として全員が住民登録番号を持っている。

#### （1）主な機能

- ① 行政の効率性
- ② 国民の利便性向上
- ③ 社会秩序の安定

#### （2）沿革

1962年に住民登録法ができたことで居住地を中心とした管理となった。

1968年には住民登録番号が12桁、1975年から13桁になった。

1994年7月からすべて電子処理することができるようになった。

2004年にはインターネットを通じて住民登録の謄本の発行が可能になった。2005年からはペーパーレス化が行われるようになった。

### (3) 住民登録情報システム構築の目的

- ① 住民の利便性の向上
- ② 住民登録共同利用があることによって行政の各機関で相互に活用でき、各機関の情報連携がなされている。

なお、住民登録番号は行政安全部だけでなく銀行などあらゆる所で、生活の様々な場面で用いられている。

## 3. 電子納税システム

(ヒアリングから得られた内容より、**地方税**に関する電子納税システムに関する内容が中心)

### (1) 地方税情報システム構築の目的、背景

- ① 各広域自治体が標準的な統一したシステムを適用すること。
- ② インターネット納税サービスを適用すること。

### (2) 地方税情報システムの内容

- ① 公務員が使う標準地方税情報システム→現在、ほぼ全ての公務員が使っている。
- ② 国民が使う WeTAX (地方税に関して) →国民は WeTAX というシステムにより電子納税ができる。(表1を参照)

(なお、ソウル市については、住民登録関係は同じものを利用しているが、地方税に関して独自のシステムである。)

### (3) e-Tax について

#### ① e-Tax

国民電子情報サービスにより、国民はたとえば家でも税の申告が可能になった (ホームタックス)。

#### ② e-Tax の利用率上昇要因

◎政府の PR の大きさ。

◎国民側の利便性がかなり考えられている。→例えば、e-Tax の際に、情報がすべて既に載っていて自動的に情報が提供されるので非常に使いやすくなっている。

(表2、表3、表4を参照)

#### (4) 電子政府の効果

電子政府は単に各種申請の電子化という利便性にとどまらず、行政機関間の情報の共有化の実現により、申請書類や申請先機関の削減につながるメリットが大きい。

※ 03年～07年に電子申請利用件数は1,162万件増加、一方で公的証明書発行件数は29,000万件もの削減を実現。

### 4. 日本での導入に際しての重要な視点

ヒアリング内容を考え合わせながら電子徴税システム、電子申告システムに関して日本について考える際に重要な視点をいくつか挙げることにする。

#### (1) 徴税費に関する効果

◎住民登録番号制度、電子納税システムによって徴税費の低下が考えられるのであるが、効率性を高めるとともに住民の利便性、つまり需要者ニーズを考えた活用をかなり重視しているようである。効率性について住民側、ユーザーサイドからみた時間コストの低下が重要であると考えられている。

◎重要な点は、納税者の利便性が高まること、例えば、家で納税ができることにより、税務署へ出かけるコストが小さくなる、(電子納税の方法がわかりやすくなるほど)時間的コストが小さくなるなどメリットが大きいという点である。これは「納税協力費(記録、会計的計算、税額の算定などの時間等、申告納税者側にかかるコスト)」をかなり小さくすることが可能となり、トータルで見ると、徴税費プラス納税協力費の値が大きく低下するということが実現することである。

◎電子徴税システムがさらに進むことに伴い徴税費の低下が予想されるが納税協力費についても低下することができるような方策を考えることが重要である。この点に関して、例えば電子申告を行う場合に方法がわかりやすく便利であるということを実現する必要がある。

#### (2) 電子申告の特典と納税者の利便性

電子申告について納税者の利便性が高くなるほど電子申告を利用する納税者が増加し徴税費と納税協力費の低下が実現できることになる。

#### (3) 共通番号制度

電子徴税システム、電子申告システムがさらに進んでいくためには、共通番号制度が導入されることが重要な点となる。

#### (4) 多様な行政サービスとの連携

共通番号について、電子徴税システムなど納税に関するものと様々な行政サービスが連携することを考える場合に、さらに住民の利便性が拡大する方向を検討する必要がある。

### (5) 効率性の意義

効率性を考えるときには、行政の効率性とともにも納税者側の視点からみた効率性にも注目することが重要である。つまり徴税費の低下を考える際には納税協力費の低下についても大きく注目することが大切である。

### (6) 個人情報保護との関連

◎韓国では、住民登録番号制度の導入時に反対はあったが、大統領直属の推進委員会を設置して、利害調整を行った。現在、住民登録制度は金融取引や不動産取引をはじめとして国民生活の隅々まで浸透し、番号なしでは生活ができない状況となっている。

◎日本で共通番号制度を導入する際には、個人情報の範囲や管理の目的などについて、国民のコンセンサスの形成が必要である。

## 5. 図表（表1から表4）

表1 韓国における WeTAX（利用件数と金額）（2008年、2009年について）

	電子申告（件数）	電子申告（金額）	電子納付（件数）	電子納付（金額）
2008年	106万件	558億円	863万件	1,327億円
2009年	234万件	1,223億円	1,262万件	2,204億円

出所) 韓国における電子徴税システム、電子申告システムに関するヒアリング調査研究における資料より作成。  
注) ウォンの換算レートは、三菱UFJリサーチ&コンサルティングのHPより、2009年の平均値、7.37円/100ウォンで計算。

表2 日本における e-Tax の利用件数の推移（2006年度から2009年度について）

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
e-TAX の利用の申告などの件数	1,790千件	9,197千件	14,318千件	16,578千件

出所) 国税庁ホームページ（e-TAXホームページ）より作成。  
[http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/report/2009/03\\_1.htm](http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/report/2009/03_1.htm) より。

表3 日本における e-Tax の利用率の推移（2006年度から2009年度について）

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
e-TAX の利用率	6%	23%	37%	45%

出所) 国税庁ホームページ（e-TAXホームページ）より作成。  
[http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/report/2009/03\\_1.htm](http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/report/2009/03_1.htm) より。

参考 韓国における e-Tax の利用率の推移（2003年、2007年について）

	2003年	2007年度
e-TAX の利用率	39.1%	82.6%

出所) 韓国情報化振興院の資料より作成。

表5 日本、韓国において電子申告のために必要なこと（初期費用）

	韓国	日本
電子申告のために必要なこと（初期費用）	カード 不要 カードリーダー 不要  (納税協力費が小さい)	約 2,500 円～8,000 円 ・住民基本台帳カード発行 500 円 ・電子証明書発行 500 円（有効3年） ・ICカードリーダー購入 1,600～7,000 円 ※住基カードの様式は各地方自治体により異なる。 ※電子証明書取得には、各認証局によって専用のソフトウェアが必要な場合もある。  (ただし、所得税の場合、e-TAX を行うと所得税額から最高 5,000 円の控除がある場合がある。)

出所) 韓国については、韓国における電子徴税システム、電子申告システムに関するヒアリング調査研究における資料より、日本については、社団法人地方税電子化協議会ホームページ (eLTAX ホームページ)、<http://www.eltax.jp/>、国税庁ホームページ (e-TAX ホームページ)、<http://www.e-tax.nta.go.jp/>より作成。

### 参考. ヒアリングで得られたその他ポイント

#### ①住民登録番号システムの進化～住民登録番号による住民票謄本・抄本の無人発給機

住民登録情報システムはたえず進化している。2002 年から身元確認手続きをすれば謄本・抄本が自由に入手可能となる無人発給機をいたるところに配置。2004 年から謄本・抄本をすべてインターネットで発給することが可能となる。

#### ②住民登録番号制度の意義

- ・ 住民登録番号は最も明確な身元確認ツールとなっており、社会の安定、秩序の維持に役立っている。
- ・ さらに納税情報の電子管理で、脱税や未納の排除にも役立つ。行政機関での情報共有により税金滞納分に対して還付金で相殺することも可能である。

#### ③電子政府の効果

- ・ 公務員が行う業務を電子化することで、業務の効率性ととともに、公務員の手作業による不正を無くし、市民にとっても手続きがネット上で容易に追跡できるなど透明性向上にもつながっている。
- ・ 各種申請時の公的証明書提出削減の例として、パスポートの発給において 03 年までは 7 つの公的書類が必要であったが、07 年には書類が一切不要となったことなどが挙げられる。
- ・ e-Tax の利用急増の背景には、医療費の支払い内訳などの情報が住民登録番号に登録されることで、各種控除用に提出する書類が減少したことも大きい。